

富士通のリサイクルについて

はじめに

富士通グループのリサイクル活動は、製品の設計・製造段階だけでなく廃棄やリサイクルの段階まで生産者が責任を負うという「拡大生産者責任（EPR（注 1）」）の考え方、および自社の製品に対して責任を負う「個別生産者責任（IPR）」の考え方に基づいています。富士通グループにとって、IPR はビジネスを全世界に拡大するうえでの大きな挑戦ですが、EPR も含めてこれらへの対応を業界団体や各国政府と連携しながら進めることによって、すべての利害関係者の要件や要請を満たした資源循環型の社会づくりに貢献できると考えています。

この認識の下、富士通グループは、各国の廃棄物処理やリサイクルの法規制に添ったリサイクル活動を推進しています。

(注 1) EPR とは、Extended Producer Responsibility の略で、生産者の責任を、製品の設計、製造段階だけでなく、廃棄処理・リサイクル段階まで拡大する考えのこと。

日本では、2000 年 6 月に施行された「循環型社会形成推進基本法」に明記されている。

富士通リサイクルセンターのご紹介

富士通は、環境大臣から認定を受けた産業廃棄物広域認定業者として、日本全国をカバーする使用済み ICT 製品の回収・リサイクルシステムを構築し、全国 3 拠点の富士通リサイクルセンターに集約し処分を行い、90%を超える高い資源再利用率（注 2）を達成しています。富士通リサイクルセンターでは、ICT を駆使した富士通リサイクル統合情報管理システムの導入により、適正な廃棄物管理を全国オンラインで行い、徹底したトレーサビリティとセキュリティの確保に努めながら、手作業により丁寧な解体・分別で再資源化処理を実施しています。私たち富士通グループは、いつでもお客様へ安心・安全なサービスを提供することにより、拡大生産者責任（EPR）を追及し次世代に向けた循環型社会形成に貢献しています。

使用済 ICT 製品	処理量 1,792 トン
(2024 年度) 実績	資源再利用率 93.3%

リサイクルセンターの特色

顧客情報漏洩防止

記憶メディア内のデータ消去や物理破壊、顧客ラベルの剥離

セキュリティ対策

施設内の監視カメラ設置、常時施錠による入退出管理、警備会社とのセキュリティ契約

トレーサビリティ実践

リサイクル統合情報管理システムの導入

適正処理の確実な実績

富士通は統一リサイクル処理基準を全国すべてのリサイクルセンターに適用。一つひとつ手分解して鉄、銅、アルミニウム、貴金属類、ガラス材、プラスチックなど素材ごとに分別



受入／仕分



解体



分別

(注 2) 事業系使用済み ICT 製品の処理量に対する再生部品・再生資源の重量比率。

富士通リサイクルセンター 所在地



富士通首都圏リサイクルセンター

株式会社アンカーリサイクルポート

住所：〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台 2-7-8

Tel：042-779-4101 Fax：042-779-8523

➤ [地図](#)

富士通中部リサイクルセンター

エコテック株式会社

住所：〒503-0322 岐阜県海津市平田町土倉字江東 478

Tel：0584-66-4781 Fax：0584-66-4791

➤ [地図](#)

富士通九州リサイクルセンター

エコ電子工業株式会社

住所：〒841-0087 佐賀県鳥栖市河内町転石 2834-16

Tel：0942-81-2361 Fax：0942-81-2362

➤ [地図](#)

お客様向けリサイクルサービスの提供

お客様向けにリサイクルサービスを提供しています。

- [ICT 製品の処分・リサイクル方法](#)

関連リンク

- [使用済パソコンの自主回収・再資源化実績](#)

海外リサイクルについて

海外でのリサイクルの取り組みについてご紹介します。

- [海外リサイクルの紹介](#) (英語)